

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

【基本理念の継承】

**すべての子どもの権利を尊重し、
次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、
子育ての喜びが実感できるまち東大阪**

子育ての喜びが実感できる社会、すべての子どもがすこやかに成長し、生きる力や夢を育むことのできる社会の実現のためには、社会全体に子育ての意義が理解され、家庭・地域・企業そして行政が協働し、子育て環境づくりを推進していくことが重要です。

本市は、これまで第1期計画で掲げてきた理念を継承しながら、本計画においても子育て施策の充実に向けた事業を展開させていくことにより、子育てにやさしいまちとしてのさらなる発展と、一人一人の子どもがすこやかに成長することができる社会の実現を目指します。

2 計画策定における基本的な視点

すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供と子育て支援の充実

本計画で定める子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、社会環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通して、保護者が自己肯定感を持ちながら、子どもと向かい合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。

本市では、次の4つの視点のもとで、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供していきます。

(1) 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

また同時に、子どもたち一人一人の権利を保障します。

(2) 一人一人の子どもをすこやかな育ちを等しく保障します。

平成 28 年に改正された児童福祉法において、「子どもの権利条約」の理念が盛り込まれ、子どもは適切な養育を受け、すこやかな成長・発達や自立が図られることなどが保障される権利を有することが明記されました。障害、疾病、虐待、貧困等により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもをすこやかな育ちを等しく保障することを目指します。また、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護や援助の措置を講じます。

また、人間形成の基礎が養われる大事な時期である幼児期には、教育の役割は極めて重要となることから、家庭や地域と連携し、幼児教育の可能性を最大限活かす取組を推進することが必要です。

(3) 子育てについて家庭、地域、企業、行政等の社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会を目指します。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもをすこやかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながるだけでなく、本市の将来の担い手を育成する重要な未来への投資です。

また、家庭、学校、地域、職場等の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要となります。

(4) 子どもを生き育てたいと思うすべての人が、安心と喜びと誇りを持って子育てができるような社会を目指します。

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現を諦める人々、悩みや不安を抱えながら子育てに取り組む人々がいます。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通して、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に、親として成長していく過程を支援していくことが必要となります。

すべての子育て家庭が安心と喜びと誇りを持って子育てができるように、子どもと子育て家庭に寄り添った支援を提供していきます。

3 子どもの育ちと子育てに関する理念

社会全体で子どもを育てる

(1) 子どもの育ち

人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境に対して自分から能動的に働きかけようとする力を持っています。発達とは、自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を発揮して周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力等を獲得していく過程といえます。

このため、乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成が必要です。

また、幼児期のうち、おおむね満3歳以上の時期は、その後の生活や学びの基礎となる重要な時期であるといえます。このため、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、子どものすこやかな発達を保障することが必要となります。

さらに、学校就学後の学童期は自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。このため、学校教育とともに遊戯やレクリエーション活動施設の提供、地域団体との連携を通じて、心身の健全な発達が育まれる機会を提供することが必要です。

(2) 子育てとは

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子ども・子育てにかかる環境の変化を踏まえ、子ども・子育て支援を推進する必要があります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みといえます。

子ども・子育て支援は、保護者の育児の肩代わりをするものではなく、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことが重要となると考えます。

また、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく、喜びや生きがいを感じることができるよう、環境を整えることも重要であると考えます。

4 本計画の基本的な考え方 ～すべての子どものために～

(1) すべての子どもに良質な成育環境を保障

本市は子ども・子育て支援事業の実施主体として、すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、特定教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させていきます。

また、地域子ども・子育て支援事業等により、妊娠・出産期からの切れ目ない支援や保護者の気持ちに寄り添った相談及び適切な情報提供、発達段階に応じた子どもとの関わり方に関する保護者の学びの支援等を行います。

(2) すべての子どもがすこやかに成長するための支援

子ども・子育て支援新制度は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて、すべての子どもがすこやかに成長するように支援するものです。

子どもの育ちに関する理念

【乳幼児期】

発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育及び子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どものすこやかな発達を保障することが必要となります。

◆乳児期

身近にいる特定の大人との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達がみられる重要な時期です。

◆幼児期

基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分に楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を広げていく時期です。

この時期は自我が育ち、自己主張をすることも多くなりますが、大人が積極的に受け止め、見守ることにより、自己肯定感が育まれ、自発的な活動をするようになります。こうした自発的な活動が、主体的に生きていく基盤となります。

また、特定の大人への安心感を基盤として、徐々に人間関係を広げ、その関わりを通じて社会性を身につけていきます。

【学校就学後の学童期】

学校教育とともに、遊びの場やレクリエーション活動のための施設を提供することや地域団体との連携を通じて、心身の健全な発達が育まれる機会を提供し、子どもの健全な育成に努める必要があります。

基本理念

すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を
育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪

計画策定における基本的な視点

すべての子どもへの質の高い教育・保育の
提供と子育て支援の充実

- ①「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。
- ②一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します。
- ③子育てについて家庭、地域、企業、行政等の社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会を目指します。
- ④子どもを生み育てたいと思うすべての人が、安心と喜びと誇りを持って子育てができるような社会を目指します。

子どもの育ちと子育てに関する理念

社会全体で子どもを育てる

- ①子どもの育ち
成長していく力
周囲の環境に対して自分から能動的に働きかける力
⇒周囲の環境と関わる中で生活に必要な能力等を獲得
- ②子育てとは
子育て＝子どもに愛情を注ぎ、存在に感謝し、子どもの存在に感動し、親も成長していく過程
⇒保護者の育児の肩代わりではなく、親としての成長の支援、子育てや子どもの成長に喜びを感じられる支援を目指します。
★社会のあらゆる分野における構成員が各々の役割を果たすことが必要

本計画の基本的な考え方

～すべての子どものために～

- ①すべての子どもに良質な成育環境を保障
- ②すべての子どもがすこやかに成長するための支援

施策展開の基本的な考え方

戦略的に取り組むための考え方

- ①幼児期における質の高い学校教育・保育の提供
- ②待機児童の解消
- ③在宅での子育て支援の充実

公立施設の将来像

- ①地域における子ども・子育て支援強化
- ②民間施設との連携の工夫
- ③公の持つ強みに応じた役割再編
- ④要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート